

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
役員等の旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員等の旅費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次のものをいう。

- (1) 顧問
- (2) 理事及び監事
- (3) 評議員
- (4) 心配ごと相談員
- (5) 各委員会委員
- (6) その他特に会長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、皆野町行政担当者に対しては、原則としてこれを支給しない。

(支給)

第3条 役員等が公務のため旅行をしたときは旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月24日から施行する。

別 表

区 分	支 給 額	備 考
車賃（1 kmにつき）	37円	
鉄道賃・船賃・航空賃	実費	
宿泊費（1泊につき）	県内 9,800円	
	県外 10,900円	